

宿泊約款

上田温泉
ホテル 祥園
別館 寿久庵

(摘要範囲)

- 第 1 条 当ホテル（ホテル祥園並びに別館寿久庵）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

- 第 2 条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。
- (1) 宿泊者名
(2) 宿泊日及び到着予定時刻
(3) 宿泊金（原則として別表第 10 基本宿泊料による。）
(4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第 3 条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期限を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前項第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第 5 条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
(2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
(4) 宿泊しようとする者が、次のイ・ロ・ハ・ニに該当すると認められるとき。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
ニ 宿泊しようとする者が、宿泊に関してまたは当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為をする恐れがあるとき。又は同行為を行ったと認められるとき。
(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第 6 条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合 (第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。) は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 2 時 (予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻) になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなして処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第 7 条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたとみとめられるとき。

(2) 宿泊客が次のイ・ロ・ハ・ニに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力。

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの。

ニ 宿泊客が、宿泊に関してまたは当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為をする恐れがあるとき、又は同行為を行ったと認められるとき。

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担をもとめられたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊をさせることができないとき。

(7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他ホテルが定める利用規則の禁止事項 (火災予防上必要なものにに限る。) に従わないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊者の氏名、年齢、住所及び職業

(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。(確認の為、パスポートのコピーを取らせて頂きます。)

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当ホテルが必要と求める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 2 時から翌日午前 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

1. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過 1 時間までは、1,000 円・超過 2 時間までは、2,000 円・超過 3 時間以上は 1 泊分とします。

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当ホテルにおいては、当ホテルが定めてホテル内に明示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

イ フロントサービス 午前 9 時～午後 10 時 (午後 10 時～翌朝 9 時まではナイトフロントが対応致します)

ロ 門限 防犯の為、深夜 1 時 30 分に施錠いたします。

お出掛けの際、本館並びに別館寿久庵共にお部屋の鍵は必ず本館フロントへお預け下さい。

(2) 飲食等 (施設) サービス時間

イ 朝食 午前 7 時から午前 9 時まで

ロ 昼食 午前 11 時から午後 2 時まで

ハ 夕食 午後 5 時から午後 8 時まで (ご宴会の場合は午後 9 時 30 分まで)

前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又はクレジットカード等にてフロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、火災保険等に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客が現金及び貴重品について、その種類及び価額の申告を行わなかった場合には、当ホテルは10万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品について、フロントへお預けにならなかったものに関しては当ホテルの故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合は、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて14日間当ホテルにて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。(飲食物・雑誌に関しては即日処分とさせていただきます。)
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管について当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表

第1 宿泊料等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

内訳

宿泊1 基本宿泊料(室料及び朝食等の飲食料)

室料+入湯税(150円)

宴会・会食 料理基本料金×10%(奉仕料)+消費税

2. 子供料金	0才	無料
	1才・2才(寝具不要)	入館料 1.000円
	3才から5才(寝具あり)	2.000円
	6才から小学年(寝具あり)	3.000円

キャンセルポリシー

宿泊	予約日	3日前(大型連休前は10日前)	宿泊基本料金の	30%
	予約日	2日前(大型連休前は5日前)	宿泊基本料金の	50%
	予約日	当日(大型連休前は2日前)	宿泊基本料金の	100%